

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【公表番号】特表2016-526413(P2016-526413A)

【公表日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2016-053

【出願番号】特願2016-521463(P2016-521463)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/97 (2013.01)

A 6 1 F 2/958 (2013.01)

A 6 1 F 2/966 (2013.01)

A 6 1 L 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/97

A 6 1 F 2/958

A 6 1 F 2/966

A 6 1 L 29/00 W

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月9日(2017.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高分子からなるスキャフォールドを含むカテーテルであって、前記スキャフォールドがバルーンにクリンプされる、カテーテルと、

前記スキャフォールド上に配置される外装と、

前記カテーテルの少なくとも一部を収容するチューブと、

前記チューブ内に配置されるチューブの一部分、クリップ、リム又はフランジであって、前記チューブが前記カテーテルから分離されるときに前記チューブの一部分、前記クリップ、前記リム又は前記フランジが前記外装を前記スキャフォールドから部分的に又は完全に除去する、チューブの一部分、クリップ、リム又はフランジと
を備え、

前記カテーテルは、前記外装が前記スキャフォールドから除去された後においてのみ哺乳類の体内へ導入されるように構成されている、装置。

【請求項2】

前記スキャフォールドが、該スキャフォールドのクリンプ直径の少なくとも約1.5、2、3、又は、4倍であるクリンプ前直径を有する径方向に拡張されたチューブから形成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記チューブの一部分、前記クリップ、前記リム又は前記フランジが前記カテーテル又は前記チューブの端部に配置されている、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記チューブが前記外装と比べて硬い、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項5】

前記チューブが、前記カテーテルのシャフトのほぼ全長にわたって伸びている、請求項

1又は2に記載の装置。

【請求項6】

前記外装が拘束部分と保護部分とを含み、前記拘束部分が、前記スキャフォールドの反跳を制限するために径方向内側に向かう力をクリンプされた前記スキャフォールドに印加する、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項7】

前記外装がツーピース外装である、請求項1～6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記チューブの一部分、前記クリップ、前記リム又は前記フランジは前記チューブ内にクリアランスを形成し、前記外装が前記クリアランスを上回る部材を含み、それにより、前記外装が、前記部材が前記クリアランスに直面するときに前記スキャフォールドから部分的に又は完全に引き離される又は押し離される、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項9】

前記バルーンが公称膨張直径を有し、

前記スキャフォールドが、高分子からなる径方向に拡張されたチューブから形成され、前記バルーンの前記公称膨張直径が前記スキャフォールドのクリンプされたときのクリンプ直径よりも約2、3、又は4倍大きく、

前記外装が前記クリンプ直径を維持するべく前記スキャフォールドの反跳を最小限に抑えるように構成されており、

前記チューブが、前記外装に比して硬質のチューブである、請求項1に記載の装置。

【請求項10】

前記スキャフォールドが、(1)略径方向に整列される高分子鎖が前記スキャフォールドの拡張前チューブ直径の約200～400%分の径方向の二軸拡張に起因することによって、及び、(2)前記スキャフォールドが、チューブ直径又はクリンプ前直径から、チューブ直径から少なくとも2～3倍減少されるクリンプ直径までクリンプされることによって特徴付けられる形態を有する、請求項9に記載の装置。

【請求項11】

前記スキャフォールドがPLLAを含む高分子組成物から形成されている、請求項9又は10に記載の装置。

【請求項12】

クリンプされた前記スキャフォールドの高分子鎖が、約400%～450%の径方向拡張と150%～200%又は10%～50%の軸方向拡張とに起因して略径方向に整列されている、請求項9～11のいずれか一項に記載の装置。

【請求項13】

前記チューブが、前記外装を前記スキャフォールドから部分的に又は完全に除去するように構成され、又は、前記カテーテルが前記チューブの近位端部から引き出されるとときに外装の拘束部分を前記カテーテルから部分的に又は完全に除去するように構成されている、請求項10又は11に記載の装置。

【請求項14】

前記チューブの一部分が、前記チューブの細くされた部分である、請求項1に記載の装置。